

土地改良区に係る運営及び検査について

パート14

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

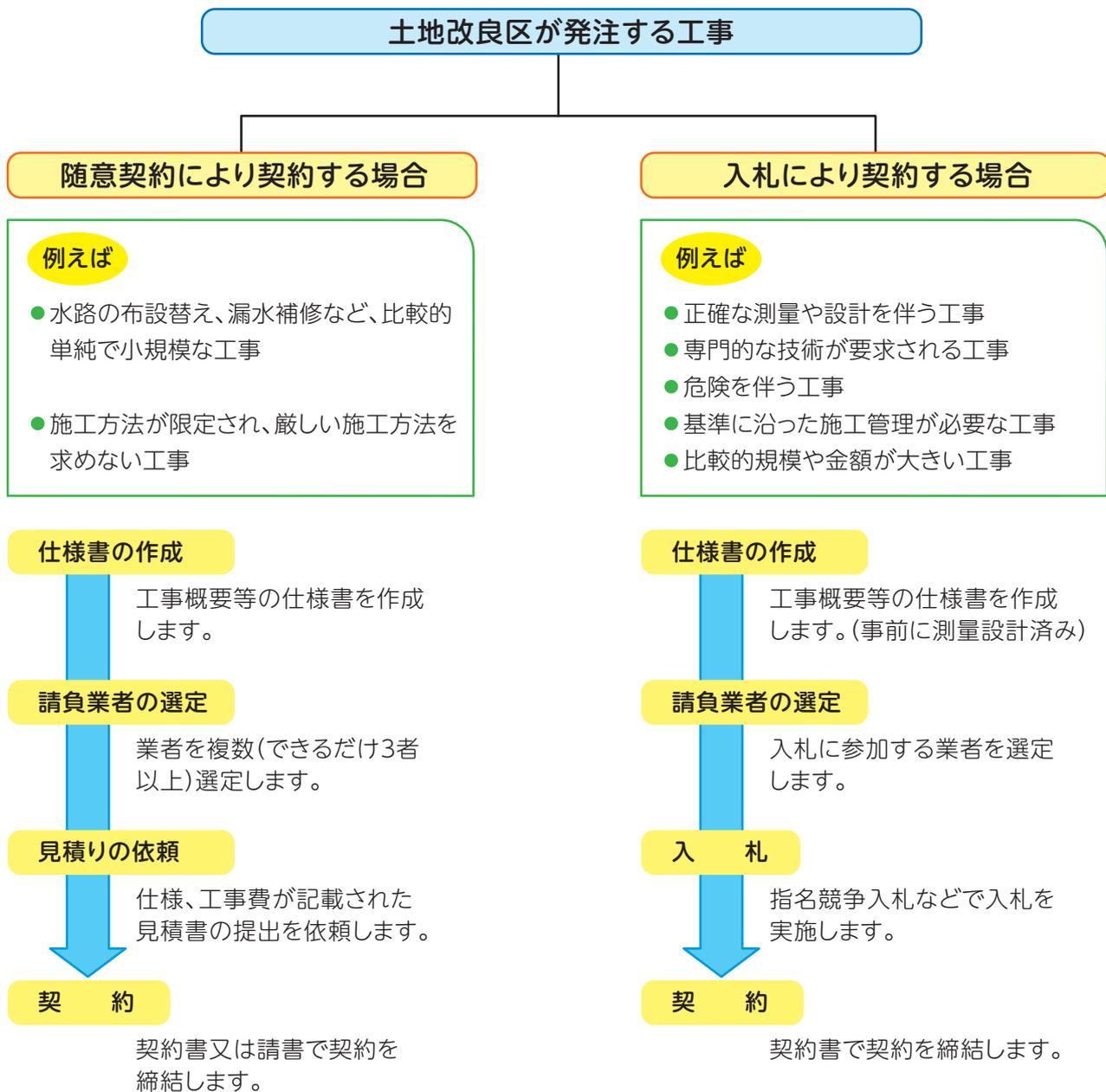
◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

土地改良区で発注する工事において、規約や工事執行規程で定めているにも関わらず、工事の入札・契約手続に漏れがあり、土地改良区検査で指摘されるケースが発生しております。

土地改良区で発注する工事については、これら規程類に基づき執行することが必須です。

そこで、今回はどのような手続が必要で、手続ごとに添付する書類がどのようなものが必要かという点についてフロー図等を用いて説明していきます。

まず、土地改良区が発注する工事については、下記の2種類に分類されます。



(1) 随意契約により契約する場合

複数の請負業者から、施工方法と工事費用の見積書を提出してもらい、最低価格を提示した業者と契約を結ぶことになります。

1) 請負業者の選定

工事費用(工事費と調査・設計費)は、請負業者からの見積りにより決定します。

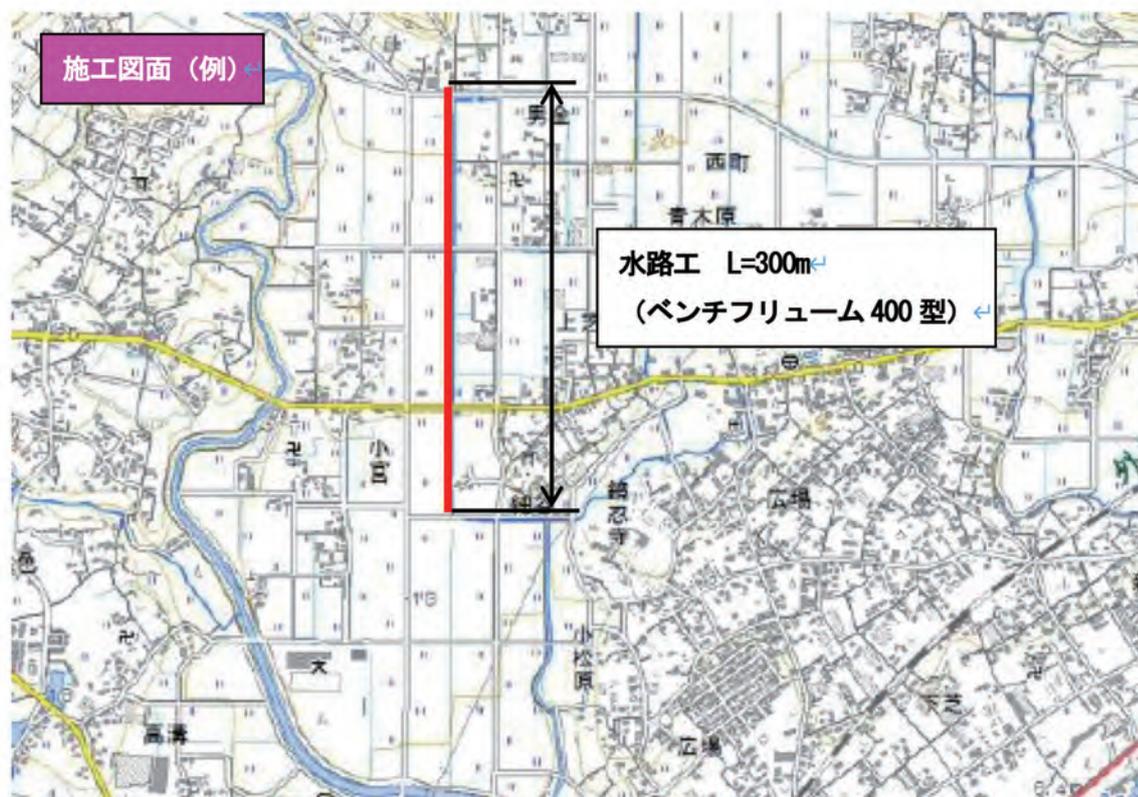
見積りは、共通の仕様に基づいて、複数(できるだけ3者以上)から徴収します。その中で最低価格を提示した業者を選定することになります。

2) 見積りの依頼

見積りの依頼については、全ての請負業者に対して、同一の条件で依頼する必要があります。

見積依頼書には、仕様書に加え、施工箇所がわかる位置図を添付し、施工範囲(延長)や構造・規格などがわかるようにしてください。

工事完成後には、平面図や構造図など、きちんとした図面を提出してもらいます。



(2) 入札により契約する場合

正確な測量設計が必要となる場合は、測量設計業務(積算を含む)を委託した上で工事を発注します。

1) 仕様書の作成

測量設計内容に基づき仕様書などの作成を行います。

(※1 測量設計は、工事金額を把握するために工事实施の前年度に行うのが望ましいです。前年度に工事金額が把握できれば、翌年度当初予算に組み込むことが可能となります。)

(※2 測量設計業務を県土連や測量設計会社に外注する場合、工事の入札手続と同様の手続が必要となります。)

2) 請負業者の選定・入札

入札に当たっては、はじめに参加してもらう請負業者を選定します。

次に土地改良区内で決裁を受けた上で入札手続を行います。

選定方法や入札の方法がわからないときは、管轄の農業事務所や市町村に相談してみるとよいでしょう。

(※ 指名競争入札で発注する工事につきましては、金額が大きく、より専門的な技術を要するケースが多いため、土地改良区によっては、県土連で行っている「発注者支援業務」を活用している場合もあります。今後、このような工事が発生し、土地改良区自身で対応される際には上記の手順を御参照ください。)

(3) 契約時の留意事項

書類は、工事請負契約書の形が望ましいですが、工事の規模が小さい場合は、請負業者が作成する請書による形でもよい場合があります。

請書の場合は、請書で契約可能な上限額を工事執行規程で定めている場合があるので御注意ください。

契約は、発注書や口頭だけでなく、必ず契約書類を作成してください。

契約は、土地改良区理事長名で必ず行ってください。

また、工事請負契約書や請書の作成に当たっては、請負金額に応じて、収入印紙を貼らなければなりません。なお、印紙を貼った場合には、請負業者に**必ず所定の消印**を行わせてください。

契約書・請書に貼る収入印紙の税額

契約金額	印紙税額	
	建設工事	測量設計業務
1万円未満	非課税	非課税
1万円超100万円以下	200円	200円
100万円超200万円以下	200円	400円
200万円超300万円以下	500円	1,000円
300万円超500万円以下	1,000円	2,000円
500万円超1,000万円以下	5,000円	10,000円
1,000万円超5,000万円以下	10,000円	20,000円
金額の記載のないもの(工期延長のみ)	200円	200円

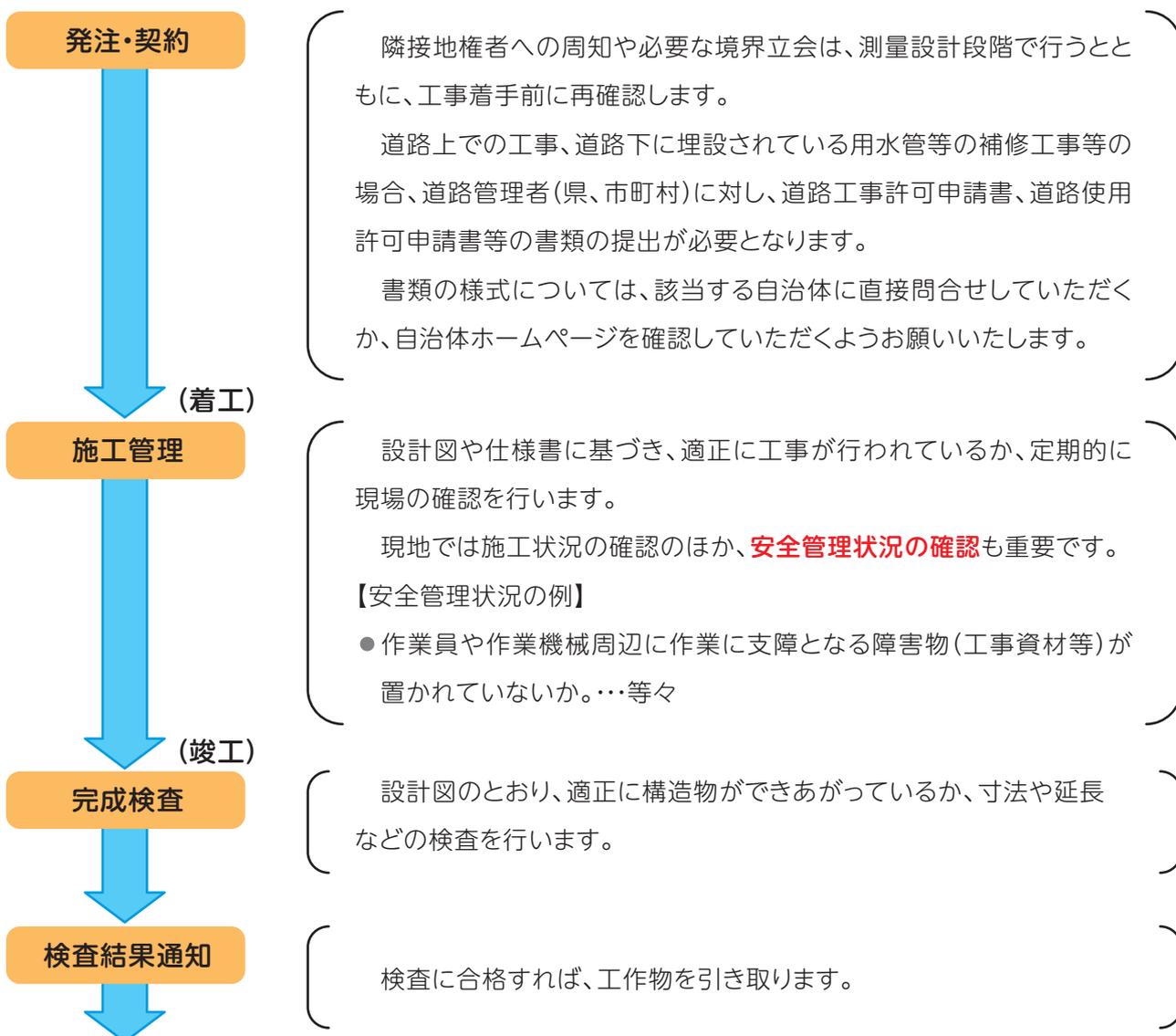
契約書については、**必ず2部(発注者(今回の場合、土地改良区)1部、請負業者1部)**作成することを忘れずに行ってください。

なお、契約書に請負業者が貼る収入印紙については、**1部のみ(発注者保有分)**で構いません。これは、**土地改良区が印税法に基づく非課税法人に区分されていることが理由です。**

(4) 工事の施工管理と完成検査

工事に当たっては、トラブルが起きないように、事前に隣接地権者への周知や必要な境界立会を行ってください。

工事が適正かつ円滑に実施されるよう、着工前に請負業者と打合せを行い、定められた基準にしたがって施工することなどを確認します。また、完成後には、**現地確認を含む完成検査が必要**です。



請求～支払

（ 請負業者からの請求に基づき、工事代金を支払います。 ）



財産の譲渡

（ 引き取った工作物は、財産管理台帳に必ず記入します。 ）

1) 施工管理の方法

設計図面により工事を実施する場合は、基準に基づいて請負業者に責任を持って管理してもらいます。事前に、「現場代理人通知書」を提出してもらい、施工管理を行う技術者が誰なのか確認しておく必要があります。

また、工事の実施予定を月別に記入した「工程表」や「使用材料一覧表」などを提出してもらいます。

工事内容に変更が生じた場合は変更契約を結ぶ必要があります。

（※ 請負業者との打合せや、施工中の現場確認などの立会状況についても、可能な限り写真を撮影しておいてください。）

2) 完成検査の方法

工事が完成したら、請負業者から完成届、工事写真、出来形図面などを提出してもらいます。

書類確認のほかに、現地において、設計図どおりに構造物ができあがっているか、寸法や延長、見栄え（構造物のひび割れ等の施工不良がないか等）の確認も併せて行います。

完成検査において、適正に施工されていることが確認できたら、工作物を引き取り、請求に基づき支払いを行います。

3) 完成検査時に必要な書類

完成検査時には、必ず次の書類を請負業者から提出してもらいます。

①完成届(竣工届)

土地改良区が指定した仕様どおりに工事が完了したことを届け出る文書

②工事写真

工事に関係する写真は、施工前、施工中、完成後の3種類

道路上での工事、道路下掘削工事の場合、施工前、施工中、復旧完了後の写真

（※ 後々、道路管理者に提出する必要があります。）

③出来形図面

工事箇所や構造などが確認できる図面(位置図、平面図、横断図、構造図など)

④使用材料一覧表

工事において使用した材料(ベンチフリューム、ゲートなど)の仕様、品質、個数などを保証する書類

⑤その他の書類

入札条件で求めた書類

上記①～⑤以外に発注者である土地改良区側で、次の書類の作成が必要になります。

⑥検査調書

請負業者から提出された書類に基づき完成検査を行い、設計どおりに完成しているか検査した書類

⑦検査結果通知書

請負業者に対して、完成検査の結果を通知する文書

4) 支払い時に必要な書類

完成検査を行い、設計書どおりに完成したことを確認できた後、工事代金の精算を行うことになります。

合格の検査結果通知後、請負業者から、請負代金請求書(引渡し後、契約書どおりに工事費用を請求する文書)を提出してもらいます。

おわりに

今回、土地改良区で発注する工事において、必要な手続、作成書類、請負業者から提出してもらう書類等の説明をしました。手続については多岐にわたり、作成書類も様々あるため、一度に全てに対応するのはなかなか難しいと思います。

まずは土地改良区自身が発注する随意契約工事において、下記の3点を対応していただき、その後順次書類等を取り揃えていただく形で対応をお願いしたいと思います。

【工事において対応していただく事項】

- ①相見積の入手
- ②契約書(請書)の作成
- ③完成検査の実施

(参考)土地改良区規約例

(工事の施工方法等)

第49条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2 この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

【本稿は、長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会『多面的機能支払交付金 活動の手引き』(長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会HP掲載)から御厚意により承諾を得て、引用させていただきました。】